

# 鶴ヶ島市からのお知らせ

川越新聞記者会の皆さんよろしく申し上げます

## タイトル

鶴ヶ島市内の空き店舗を活用する市内進出事業者及び創業者の方に  
店舗改修費と家賃の一部を補助します

いつ (日時)	令和3年4月1日～
どこで (場所)	申請先：鶴ヶ島市市民生活部産業振興課（庁舎2階）
誰が (主催者・関係者)	鶴ヶ島市
なぜ (目的・理由)  何を (内容)  どのように (経過・経緯・方法)	<p>市内空き店舗を活用して、新型コロナウイルス感染症対策などから事業所等を市外から鶴ヶ島市内に移転する事業者や鶴ヶ島市内に新規出店する創業者に対し、店舗改修費用と家賃費用の一部を補助します。</p> <p><b>【補助内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 出店に係る空き店舗の改修に要する経費 補助率 1/2 上限 400,000 円</li><li>・ 賃貸借契約した空き店舗の賃借料 (賃貸借契約における初月から 12 か月間) 補助率 1/2 上限 50,000 円/月</li></ul> <p>※ 詳細は、別添チラシのとおりです。</p>
それから (効果・影響) (現場の人の声)	店舗改修費や家賃の一部を補助することで、鶴ヶ島市内への進出や市内での創業を促進し、空き店舗の有効活用や地域産業の活性化へとつながることを期待しています。

担当部署名 市民生活部産業振興課商工労政担当

連絡先 049-271-1111 内線 231

E-mail 10400110@city.tsurugashima.lg.jp